

○旅行命令等の権限について（通達）

平成 19 年 1 月 5 日
海幕監査第 4 号

改正 平成 20 年 3 月 26 日 海幕監査第 2227 号

平成 21 年 7 月 31 日 海幕監査第 6201 号

令和 2 年 3 月 12 日 海幕経第 176 号

令和 2 年 9 月 30 日 海幕経第 644 号

令和 4 年 8 月 1 日 海幕経第 414 号

令和 5 年 4 月 3 日 海幕経第 253 号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、防衛省所管旅費取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 109 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、内国旅行に関する旅行命令及び旅行依頼を発する権限を別表のとおり定め、平成 19 年 1 月 9 日から実施する。

なお、旅行命令等の権限について（通達）（海幕監第 3916 号。39. 7. 7）は廃止し、平成 19 年 1 月 8 日以前から引き続いて旅行中の者に対する旅行命令又は旅行依頼は従前の例によるものとする。

添付書類：別表

旅行命令を発する権限の委任

部隊等の別	旅行命令権者	旅行命令を受ける隊員の範囲
海上幕僚監部	海上幕僚長	海上幕僚長、海上幕僚副長及び海上幕僚監部の隊員で他の旅行命令権者の所掌に属さない者
	部長	当該部長（総務部は総務部副部長を含む。）及び当該部の課長
	監察官	監察官及び総括副監察官
	首席法務官	首席法務官及び法務室長
	首席会計監査官	首席会計監査官及び会計監査室長
	首席衛生官	首席衛生官及び衛生企画室長
	課長	当該課の隊員（課長を除く。）
	総括副監察官	副監察官及び監察官付（総括副監察官を除く。）
	法務室長	法務室の隊員及び各法務官（法務室長を除く。）
	会計監査室長	会計監査室の隊員及び各会計監査官（会計監査室長を除く。）
	衛生企画室長	衛生企画室の隊員及び各衛生官（衛生企画室長を除く。）
自衛艦隊	司令官	当該司令官及び当該司令部の幕僚長、各主任幕僚、副官並びに当該司令部の隊員で他の旅行命令権者の所管に属さない者
	各主任幕僚	当該幕僚部の隊員（主任幕僚を除く。作戦幕僚部の隊員に法務幕僚を含む。）
護衛艦隊 航空集団 潜水艦隊	司令官	当該司令官及び当該司令部の幕僚長並びに当該司令部の隊員で他の旅行命令権者の所管に属さない者
	幕僚長	当該司令部各幕僚部の隊員
地方総監部	総監	当該総監及び当該地方総監部の幕僚長、各部長、各監理官、監察官、副官並びに当該地方総監部の隊員で他の旅行命令権者の所掌に属さない者
	部長	当該部の隊員（部長を除く。）

	監察官	当該地方総監部の監察官付
教育航空集団	司令官	当該司令官及び当該司令部の幕僚長並びに当該司令部の隊員で他の旅行命令権者の所管に属さない者
	幕僚長	当該司令部各幕僚部の隊員
練習艦隊	司令官	当該司令官及び当該司令部の隊員
システム通信隊群	群司令	当該群司令及び当該司令部の隊員
警務隊	司令	司令及び警務隊本部の隊員
潜水医学実験隊		司令及び潜水医学実験隊の隊員
東京音楽隊	隊長	隊長及び東京音楽隊の隊員
東京業務隊	司令	司令及び東京業務隊の隊員
学校	校長	当該校長及び当該学校の副校長、各部長、学生隊長並びに当該学校の隊員で他の旅行命令権者の所掌に属さない者
	部長	当該部の隊員（部長を除く。幹部学校防衛戦略教育研究部の隊員には学生を含む。）
	学生隊長	当該学生隊の隊員（隊長を除く。）及び当該学校の学生
補給本部	本部長	本部長、副本部長、各部長、会計監査官及び補給本部の隊員で他の旅行命令権者の所掌に属さない者
	部長	当該部の隊員（部長を除く。）
	会計監査官	総括副会計監査官、会計監査調整官及び副会計監査官
補給処	処長	当該処長、当該補給処の副処長、各部長及び当該補給処の隊員で他の所掌に属さない者
	部長	当該部の隊員（部長を除く。）
下総支処	支処長	支処長及び下総支処の隊員
病院	院長	当該院長及び当該病院の隊員（教育部長の所掌に属する隊員を除く。）
	教育部長	教育部の隊員（部長を除く。）及び学生

護衛隊群	群司令	当該群司令及び当該司令部の隊員
海上訓練指導隊群		
掃海隊群		
航空群		
潜水隊群		
艦隊情報群		
海洋業務・対潜支援群		
開発隊群		
教育航空群		
作戦情報隊		
電磁情報隊		
指揮通信開発隊		
艦艇開発隊		
航空プログラム開発隊		
海上訓練指導隊		
水上戦術開発指導隊		
護衛隊	司令	当該司令及び当該隊勤務員
潜水隊		
掃海隊		
第1輸送隊		
第1海上補給隊		
第1海上訓練支援隊		
第1海洋観測隊		
第1音響測定隊		
特別警備隊	隊長	隊長及び特別警備隊の隊員
第1練習隊	司令	当該司令及び当該隊勤務員
第1練習潜水隊		

潜水艦教育訓練隊	司 令	司令及び潜水艦教育訓練隊本部の隊員
潜水艦基地隊		当該司令及び当該潜水艦基地隊の隊員
水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊		司令及び水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊本部の隊員
基地隊		当該司令及び当該基地隊の編成に加わる部隊（基地分遣隊、掃海隊及び松前警備所を除く。）の隊員
教育隊		当該司令及び当該部隊の隊員
警備隊		当該司令及び当該部隊の編成に加わる部隊（基地分遣隊、ミサイル艇隊及び警備隊の長の直轄する自衛艦を除く。）の隊員
防備隊		当該司令及び当該部隊の編成に加わる部隊（ミサイル艇隊を除く。）の隊員
ミサイル艇隊		当該司令及び当該隊勤務員
弾薬整備補給所	所 長	当該所長及び当該部隊の隊員
造修補給所		
基地業務隊	司 令	当該司令及び当該部隊（船越基地業務分遣隊及びぎ装員を除く。）の隊員
衛生隊		当該司令及び当該部隊の隊員
音楽隊	隊 長	当該隊長及び当該部隊の隊員
システム通信隊	司 令	当該司令及び当該部隊（えびの送信所及びシステム通信分遣隊を除く。）の隊員
移動通信隊		司令及び移動通信隊の隊員
保全監査隊		司令及び保全監査隊本部の隊員
対潜資料隊		司令及び対潜資料隊の隊員
対潜評価隊		司令及び対潜評価隊の隊員
海洋観測所	所 長	当該所長及び当該部隊の隊員
鹿児島音響測定所		
松前警備所		
えびの送信所		
システム通信分遣隊	隊 長	当該隊長及び当該部隊の隊員

船越保全監査分遣隊	隊長	当該隊長及び当該部隊の隊員
航空修理隊	司令	当該司令及び当該部隊の隊員
航空管制隊		
機動施設隊		
航空隊		
教育航空隊		
整備補給隊		
標的機整備隊		
航空基地隊		
自衛艦	艦（艇）長	当該艦（艇）長及び当該自衛艦の乗組員（他の旅行命令を受ける者を除く。）
第1音響測定隊各クルー	クルー長	当該クルー長及び当該クルーを命ぜられている隊員（他の旅行命令を受ける者を除く。）
地方警務隊	隊長	当該隊長及び当該部隊の隊員
横須賀潜水艦教育訓練分遣隊		
佐世保水上戦術開発指導分遣隊		
呉水陸両用戦・機雷戦術支援分遣隊		
警務分遣隊		
基地分遣隊		
船越基地業務分遣隊		
航空分遣隊		
艦艇のぎ装員	ぎ装員長	当該ぎ装員長及び当該艦艇のぎ装を命ぜられている隊員
前記の部隊の長に隷属し、独立して所在する部隊	部隊の長	当該部隊の長及び当該部隊の隊員

備考 1 この表に定める旅行命令権者は、国内旅行に係る一般の旅行依頼を発する権限を有するものとする。

2 旅行命令権者は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第3条第4項の規定に基づき旅行命令を発する権限を更に委任したときは、その旨及び受任

者の官職、氏名、委任期間を当該委任に伴う旅費を支払う資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。）に通報するものとする。

- 3 防衛省所管旅費取扱規則第3条第5項の規定について、海上自衛隊に属する機関・部隊にあつては、用務先の官署への発令をもって、当該用務先官署で勤務するものとみなす。

なお、みなし規定の期間は、当該発令から用務先官署での用務満了までの間とする。海上自衛隊以外の機関・部隊にあつては従前の例による。